○関東地方整備局告示第百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千五百三十号東京都市計画道路事業都市高速鉄道京浜急行電鉄空港線付属街路第一号線

三　事業施行期間　自平成十二年十二月二十八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千五百三十一号東京都市計画道路事業都市高速鉄道京浜急行電鉄空港線付属街路第二号線

三　事業施行期間　自平成十二年十二月二十八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十六年三月三十一日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第三百九十三号東京都市計画公園事業第六・五・十五号上板橋公園

三　事業施行期間　自平成八年三月七日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都板橋区桜川一丁目及び練馬区羽沢三丁目地内

○関東地方整備局告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千五百五十五号東京都市計画公園事業第七・五・十四号赤塚公園

三　事業施行期間　自平成二年九月十一日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年関東地方整備局告示第五号東京都市計画公園事業第八・三・二十四号旧岩崎邸公園

三　事業施行期間　自平成二十二年一月十五日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年関東地方整備局告示第二百八号東京都市計画河川事業第六号神田川

三　事業施行期間　自平成十六年五月二十四日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十九年建設省告示第八百八十六号東京都市計画河川事業第十三号目黒川

三　事業施行期間　自昭和五十九年四月四日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし